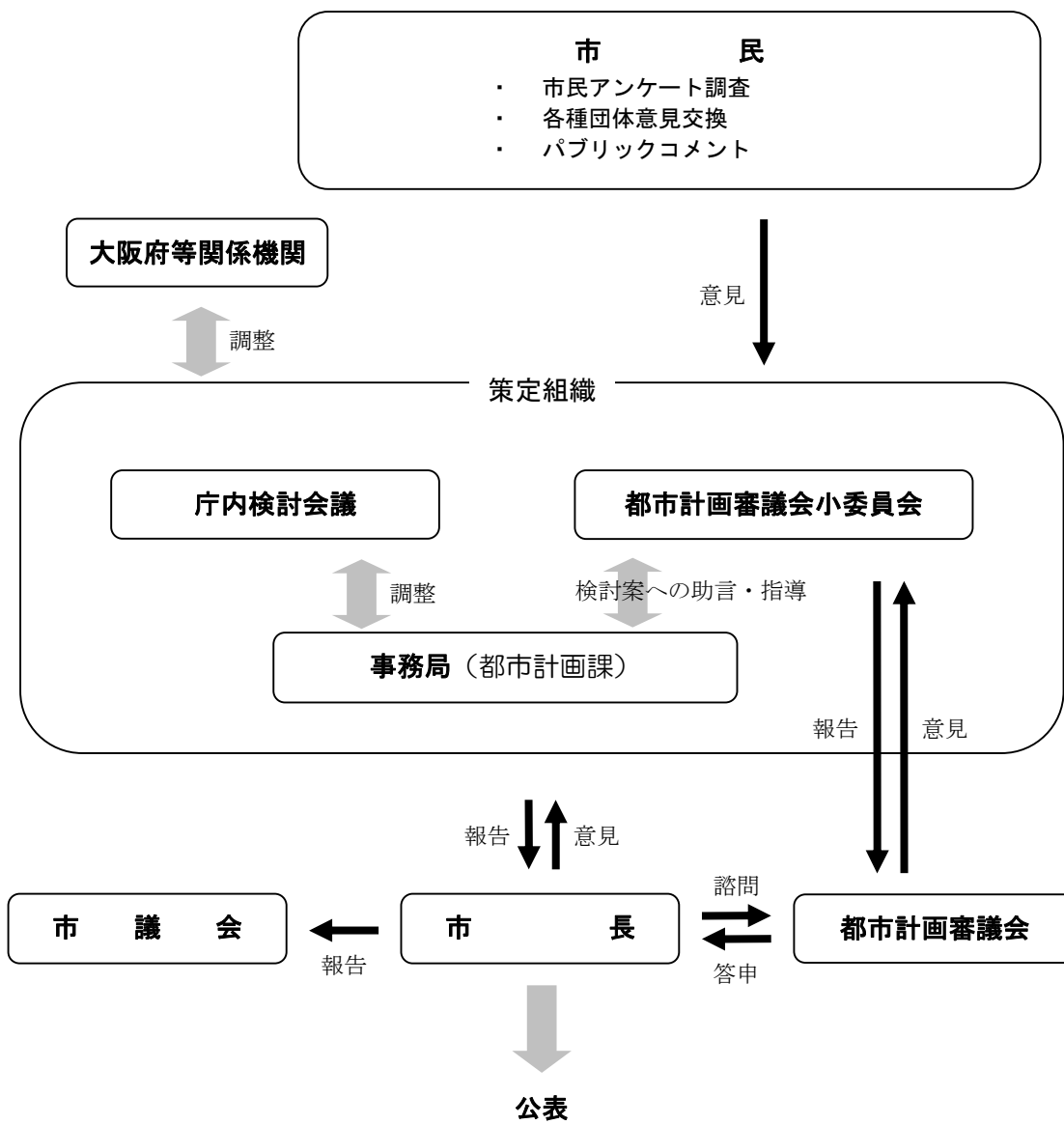


## 資料編

# 1. 泉佐野市都市計画マスタープラン策定体制



### 泉佐野市都市計画審議会

氏名		
	亀田 健二	関西大学政策創造学部教授
会長	阿部 功	元 大阪薬科大学准教授
	大西 一嘉	神戸大学大学院准教授
副会長	増田 昇	大阪府立大学大学院教授
	鈴木 雅弘	泉佐野市議会議員（～平成20年6月7日迄）
	宮本 正弘	泉佐野市議会議員（平成20年6月8日～）
	中林 順三	泉佐野市議会議員（～平成20年6月7日迄）
	中村 哲夫	泉佐野市議会議員（平成20年6月8日～）
	奥野 英雄	泉佐野市議会議員
	辻野 隆成	泉佐野市議会議員
	高道 一郎	泉佐野市議会議員（～平成20年6月7日迄）
	窪 和恵	泉佐野市議会議員（平成20年6月8日～）
	野口 新一	泉佐野市議会議員（～平成20年6月7日迄）
	戸野 茂	泉佐野市議会議員（平成20年6月8日～）
	鎌野 博	泉佐野市議会議員（～平成20年6月7日迄）
	山本 幸夫	泉佐野商工会議所会頭
	今井 大造	大阪泉州農業協同組合副組合長
	古谷 春雄	泉佐野市土地改良事業団体連絡協議会会長
	宮内 良平	泉佐野市町会連合会会長（～平成20年4月24日迄）
	大南 典彦	泉佐野市町会連合会会長（平成20年4月25日～）

（敬称略）

### 泉佐野市都市計画審議会 泉佐野市都市計画マスタープラン小委員会

氏名		
	亀田 健二	関西大学政策創造学部教授
委員長	阿部 功	元 大阪薬科大学准教授
	大西 一嘉	神戸大学大学院准教授
	増田 昇	大阪府立大学大学院教授
	大南 典彦	泉佐野市町会連合会会長

（敬称略）

### 泉佐野市都市計画マスタープラン 庁内検討会議

会長	都市整備部長		
副会長	生活産業部長		
委員	市民生活課長	環境衛生課長	農林水産課長
	政策推進課長	建築住宅課長	道路公園課長
	下水道整備課長		
事務局	都市計画課		

（部課名は平成21年3月末現在）

## 2. 泉佐野市都市計画マスタープランの策定経緯

実施・開催日 場所		内 容
平成 19 年度	2月5日～29日	市民アンケート調査 市内在住、満18歳以上の市民3,000人を対象
	2月20日 市役所	第1回 都市計画審議会
平成 20 年度	4月21、22、24日 市役所	関係課ヒアリング
	5月29日 市役所	第2回 都市計画審議会
	6月18日 市役所	第1回 庁内検討会議
	7月8日 泉佐野駅前地区再開発準備組合	第1回 都市計画審議会小委員会
	7月29日 市役所	第2回 庁内検討会議
	8月4、5日 市役所 他	各種団体意見交換
	8月19日 市立大木小学校	第2回 都市計画審議会小委員会
	10月3日 市役所	第3回 都市計画審議会
	10月17日 市役所	第3回 庁内検討会議
	10月30日 市役所	第3回 都市計画審議会小委員会
	12月1日 市役所	第4回 都市計画審議会
	12月8～28日 ホームページ掲載	パブリックコメント (都市計画マスタープラン原案の公表)
	2月 下旬 (予定) 市役所	第5回 都市計画審議会 (都市計画マスタープラン原案の答申)

### 3. 用語解説

あ	アドプトプログラム	国・府・市の管理する道路、河川や公園等の施設において、「地元自治会や企業等の団体が、自主的に行う清掃や緑化等のボランティア活動」を行政が支援し、環境美化等に取り組むことを目的とする制度。
	NPO 法人	NPO とは、Nonprofit Organization の略語で、非営利組織（団体）と訳される。ボランティア団体、市民活動団体が NPO に該当する。行政や民間企業ではカバーできない社会的な問題を、営利を目的とせず自分たちの手による解決を目指す組織。
か	外国人登録原票	外国人登録において、登録する事項が登録されている原票で、その外国人の居住地の市区町村役所に備えられている。「戸籍の原本、住民票の原本」の外国人版。
	開発許可制度	都市計画法における開発行為に対する許可制度。都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならない。
	供給処理施設	都市活動に不可欠な水、エネルギー源、生活物資等の供給施設及び処理施設。
	空地	利用されずに放置されている土地。又は、まだ開墾・整地されていない荒地。
	下水道処理（污水）人口普及率	下水道整備（污水）の進捗状況を表す指標で、総人口に対して公共下水道を利用することができる人口の割合。
	建築協定	住宅地としての良好な環境や商店街としての利便の維持増進を図るために、地域住民によって設けられた建築物に関する協定。
	公共下水道事業認可区域	公共下水道事業は都市計画に定める都市施設の一つであることから、都市計画法の計画決定及び認可と下水道法の認可を要する事業で、その認可を受けた区域。事業の進捗に合わせて拡大・見直しの変更認可を得ながら整備を進める。
	高度利用地区	都市計画法に基づく地域地区の一種。 市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限を定める。
	国土利用計画	国土利用計画法に基づき、国、都道府県、区市町村がそれぞれの区域について定める国土の利用に関する計画。
	コミュニティ	共通の価値観や生活様式などをもつ地域社会、共同体のことで、住民が自主性と責任に基づいて、よりよい生活条件や社会環境をめざす組織。
	コンパクトシティ	市街地の無秩序な拡大を図るのではなく、既存都市の中心部を有効に活用し、そこに多様な機能を集積させた都市の形態あるいはその構築を目指す考え方。
さ	市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する地域で、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
市街化農地	都市計画法で市街化を図るべき地域に指定された「市街化区域」にある農地。
住民基本台帳	市町村が、住民全体の住民票を世帯ごとに編成して作成した台帳。
集約型都市構造	さまざまな都市機能（住・食・学・遊等）が比較的小さなエリアに高密度に集中、集積されている都市構造。
人口集中地区	国勢調査の集計のために設定される統計地域。人口密度が4,000人/km <sup>2</sup> 以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域。
親水機能	河川、海岸、池、湖沼、など水辺の形態や規模のいかんによらず、水を主題とし、「意図的」に水と親しむことを主目的とした機能。
スプロール化	市街地が無秩序に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。
生活道路	一般的には、幹線道路網が整備されたその網の内部で、住民が幹線道路、鉄道駅、学校等公共施設などに移動する際に利用する日常生活上密接なかかわりをもつ区市町村道レベルの道路。
生産緑地	市街化区域内の農地に対し指定され、30年間の営農継続を条件として、環境保全などの目的で生産緑地法により指定される農地・採草放牧地・森林など。
総合計画	地方自治法に基づいて作成する、まちづくりの最も基本となる計画。
促進区域	市街地の再開発などを促進するために定められる区域。
た 大規模集客施設	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの。
地域地区	都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。
地区計画制度	地区の特性に応じたまちづくりを推進するため、住民参加によって、区画道路、小公園等の配置や建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地の規模等を地区のルールとして定める都市計画法に基づく制度。
中心市街地	地域の中心となる市街地のこと。人口が集中し、商業、行政機能が充実している地域。
都市近郊農業	都市の近郊で行われる農業。 都市生活と密接に結びつき、野菜・花卉(かき)・植木・鶏卵などの小規模・集約的農業多い。

	都市計画区域は、自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現状や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域。
	都市計画法に定める、交通施設・公共空地・供給施設・処理施設・教育文化施設・医療施設・住宅施設などの施設の総称。
	都市計画に関する事項を調査審議するため設置された附属機関の総称。
	住民等のまちづくりの取り組みを都市計画に反映させる制度で、都市計画法と都市再生特別措置法に規定されている。
	計画的なまちづくりの推進を目的として、昭和43年に制定された法律。基本的な仕組みは、まちづくりを行なう区域を「都市計画区域」に指定し、その都市計画区域の中においてさまざまな区域・地域・地区を指定し、都市施設の整備や市街地開発事業の推進を図ることを目的としている。
	都市計画法に定める都市施設の種類。健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が十分確保されるよう、都市の基盤的施設として都市計画法に基づき都市計画の一環として決定された道路。自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路（歩行者専用道路等）の4種類がある。
	市街地の雨水対策として、雨水対策が必要な区域面積に対して公共下水道等による雨水対策が完了している区域面積の割合。
な	南部大阪都市計画区域マスタープラン
	大阪府における個別の都市計画や都市の基盤となる施設の整備計画を定める際の基本的な指針となる計画。
	農地転用
	農地として登記してある土地を、他の用途に転用すること。市街化区域の農地転用は届出を、それ以外の場合は許可を要する。
	ノーマライゼーション
	高齢者や障害者等を施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。
	農業振興地域
	農業の近代化、公共投資の計画的推進など、農業の振興を図ることを目的に、「農業振興地域整備法」で定められた地域。
	農用地区域
	農業に利用すべき土地として、農業振興地域内に設定された土地区域のことで、市町村が策定する農業振興地域整備計画の一部である農用地利用計画により、その区域が定められている。
は	バリアフリー
	障害者・高齢者などハンディキャップを持つ人が、可能な限り住み慣れた地域社会の中で福祉サービスを利用しながら、自立した社会生活を営むことが望ましいとする考え方。
	風致地区
	都市の風致を維持するために定められる地域地区。風致地区の指定地にふさわしい土地の区域は、自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅等である。
	福祉のまちづくり条例
	まちや建物等を人間福祉の側面からより快適なものに整備していくことを目的とした条例。



防火地域・準防火地域	市街地における火災の危険を防ぐために定められ、建築基準法と連動して建築物の防火上の構造制限が行われる。
ポケットパーク	都市の中の憩い、休憩の用途に供する小さな空間で、民間の土地を出し合ったり、公立の公園にならない公有地または民間の土地を借用し作ったりしたもの。 バス停の周り、商店街の一部、交差点などに設置する場合が多い。災害時には生命確保、安否の確認など一時避難的役割を担う。
ほ場整備	農地の区画の整形化や集約をし、用排水路や農道の整備を行なうこと。
補助幹線道路	道路網のなかで幹線道路を補う道路。幹線道路と区画街路を連結し、近隣住区内の生活幹線道路の役割を果たす。
ボランティア	自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。
や ユニバーサルデザイン	障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境等をデザインすること。
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種で、めざすべき市街地像に応じて、区域ごとに建ててよい建造物の種類、用途、容積率、建ぺい率、日影等を制限した地域のこと。用途別に12種類に分類される。